平成２５年（フ）第２６号
三重県伊賀市上野車坂町735番地の８
債務者　森河　　祐
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２７号
三重県伊賀市上野車坂町735番地の８
債務者　森河百合子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第７１号
滋賀県野洲市久野部162番地　メゾン近江富士408号
債務者　畑中　摩湖
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７９号
滋賀県野洲市西河原2309　ハイツイーグル103号室、住民票上の住所滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋2678番地22
債務者　中切　　研
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
滋賀県米原市宇賀野225番地６　ヴィラ・ノースポール202号、住民票上の住所滋賀県長浜市加田町1194番地９
債務者　橋本　克義
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第５号
滋賀県米原市宇賀野225番地６　ヴィラ・ノースポール202号
債務者　橋本恵利子
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第８号
滋賀県長浜市三和町１番12号
債務者　小南　和夫
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
岡山県津山市林田1909番地　県営住宅69号山下方
債務者　住吉ひろみ
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１３０２号
広島市東区戸坂くるめ木２丁目５―34―202、住民票上の住所広島市東区戸坂桜西町８番４―304号
債務者　皆見　　愛
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５５号
広島県廿日市市住吉１丁目13番11号
債務者　野村喜代美
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８号
広島市西区庚午中２丁目６番25―302号
債務者　和田万理亜
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３３号
広島県尾道市瀬戸田町福田850番地２
債務者　村上　利男
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
広島県尾道市瀬戸田町福田850番地２
債務者　村上美代香
1　決定年月日時　平成25年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３号
山口県下関市綾羅木本町４丁目４番16号コーポすみみや201号、前住所山口県下関市豊浦町豊洋台１丁目447番地368
債務者　石田　英和
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３８号
山口県下関市彦島向井町１丁目９番20号コーポラス瓦谷Ｂ棟102号、前住所山口県下関市彦島田の首町２丁目10番10号
債務者　田上留美子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第４４号
山口県下関市上新地町２丁目６番25号　桜山ハイツⅠ―203号、前住所山口県下関市山の田本町２番２　202号
債務者　ＹＳＰ下関こと　金沢　義也
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
福岡県田川郡川崎町大字田原472番地の１
債務者　小田　勝一
1　決定年月日時　平成25年４月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月24日まで
福岡地方裁判所田川支部